

環境ふくいCO2削減貢献事業資金交付要領

(趣旨)

第1条 環境ふくいCO2削減貢献事業（以下「当該事業」という。）におけるオフセット先への資金提供に関しては、環境ふくいCO2削減貢献事業実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(オフセット先の公募)

第2条 オフセット先の公募は、募集期間を定め、毎年度1回以上実施するものとし、実施時期は環境ふくい推進協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。

(応募資格)

第3条 オフセット先として応募できるのは、次の全てに該当する法人または団体（任意団体を含む。以下「法人等」という。）とする。

- (1) 要綱第3条第3号の環境貢献活動（以下「活動」という。）を行うための組織体制が整っていること。
- (2) 特定の政党や宗教への偏りをもたないこと。
- (3) 国または地方公共団体でないこと。

(活動の要件)

第4条 活動は、次の全てを満たすことを要件とする。

- (1) 福井県内において実施するものであること。
- (2) CO2の吸収、CO2の削減への貢献が認められるものであること。
又は、「ふくいのおいしい水」を活用した地域づくりに貢献できる水源地整備、若しくは当協議会が指定するコーディネーターの監修の下で行う広報活動であること。
- (3) 地域に根ざした実践的なものであり、その地域特性（文化、自然、地理、歴史、社会、経済等）について十分配慮されているものであること。
- (4) 活動が地域や地域以外への波及効果を伴うものであること。
- (5) 継続性、発展性が見込まれるものであること。
- (6) 事業に公共性があり、利益の追求を目的としたものでないこと（利益の発生を伴う事業については、その程度と、CO2吸収・削減に資する程度とを勘案の上、協議会において交付する資金の額を査定することとする。）
- (7) 当該年度の2月末までに活動を完了できる見込みがあること。
- (8) 活動に要する費用が5万円以上であること

(資金の額)

第5条 交付する資金の額は、1件につき50万円（「ふくいのおいしい水」の水源地整備については100万円、広報活動については25万円）を上限とする。

(資金の使途)

第6条 交付する資金は、活動の企画、準備、実施、管理および評価に要する経費のうち、別表に掲げる経費に充当できるものとする。

(応募方法)

第7条 オフセット先としての認定を希望する法人等は、「環境ふくいCO2削減貢献事業オフセット先認定申請書(様式1)」を、会長に提出するものとする。

(認定の通知)

第8条 会長は、前条の申請があったときは、環境ふくい推進協議会(以下「協議会」という。)で、オフセット先を選定し、交付する資金の額を審査のうえ、申請者に対し、書面によりその結果を通知するものとする。

(活動の実施)

第9条 認定を受けたオフセット先は、「活動実施計画書(様式2)」に基づき、適正かつ誠実に活動を実施しなければならない。

(実施報告書の提出)

第10条 前条のオフセット先は、「環境ふくいCO2削減貢献事業活動実施報告書(様式6)」を作成し、活動が完了した日から1箇月が経過する日または3月20日のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

(額の確定の通知)

第11条 会長は、活動実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、資金の額を確定して、オフセット先に通知するものとする。

(資金の請求)

第12条 前条の通知を受けたオフセット先は、「環境ふくいCO2削減貢献事業資金交付請求書(様式9)」を会長へ提出し、資金の支払いを受けることができる。

(概算払の請求)

第13条 オフセット先は、活動を遂行する上で必要な場合には、その経費について、認定を受けた額の80%の範囲において、概算払を受けることができる。

2 オフセット先は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、「環境ふくいCO2削減貢献事業資金概算払交付請求書(様式10)」を会長へ提出するものとする。

(活動内容の変更)

第14条 オフセット先は、活動の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ「環境ふくいCO2削減貢献事業活動内容変更承認申請書(様式11)」を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更については、承認を要しないものとする。

- (1) 活動の目的を逸脱しない範囲において、活動内容の細部を変更する場合
- (2) 経費区分相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の20%以内の変更

(活動の中止または廃止)

第15条 オフセット先は、やむを得ない理由により活動を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ「環境ふくいCO2削減貢献事業活動中止(廃止)承認申請書(様式14)」を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(資金の返還)

第16条 会長は、前条に基づく承認を行ったときは、既に支払った資金の全部または一部について、オフセット先に返還を求めることができる。

- 2 前項により資金の返還を求められたオフセット先は、定められた期限までにこれを返還しなければならない。

(財産保管の義務および処分の制限)

第17条 オフセット先は、当該事業により取得した重要な財産等について、「環境ふくいCO2削減貢献事業取得財産等管理台帳(様式16)」を備え、その写し1通を会長に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 オフセット先は、前項の財産については、資金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 3 オフセット先は、第1項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ「環境ふくいCO2削減貢献事業財産処分承認申請書(様式17)」を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(財産処分収益金の納付)

第18条 会長は、前条第3項により処分を承認した財産について、処分に伴いオフセット先が収益金を得た場合は、その全部または一部を協議会に納付させることができる。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 附則 この要領は、平成21年9月18日から施行する。
この要領は、平成22年4月26日から施行する。
この要領は、平成24年4月27日から施行する。
この要領は、平成25年4月26日から施行する。
この要領は、平成26年7月19日から施行する。

別 表

対象経費について

経費の区分		内 容 (例)	備 考
報償費		専門家の技術指導を受ける場合の指導者謝金	謝金は1回あたり20,000円/人を上限とする。
旅費		指導者旅費、調査旅費、活動参加者旅費	車での移動の場合、37円/kmで計算した額を上限とする。(福井県旅費規程に基づく)
需用費	消耗品費	活動実施に直接必要となる消耗器材の購入費、参考書籍購入費※(事務用品等日常的に使用される消耗品は対象外とする。)	※参考書籍は、活動の実施に不可欠なものに限る。
	燃料費	活動実施に直接必要となる機械の燃料費	
	食糧費	活動実施に直接必要となる弁当・飲料購入費	食糧費は1回あたり500円/人を上限とする。
	印刷製本費	資料印刷費、写真代、報告書印刷費	
	修繕費	活動を実施する過程で損傷した機械等の修理費	
役務費	通信運搬費	活動実施に直接必要となる資材等の運搬費、郵便料(電話料は対象外)	
	手数料	振込手数料	
	保険料	ボランティア等の傷害保険料	
委託費		広報活動にかかる委託料	「ふくいのおいしい水」における広報活動に限る
使用料および賃借料		会議室使用料、土地・建物借上料、機械・自動車借上料	
工事請負費		水源地整備に係る工作物設置工事	
原材料費		苗木代	
その他		上記のほか、会長が必要と認める経費	環境ふくい推進協議会と事前に協議すること。

注) 法人等の日常的な活動に要する経費は対象外とする。

注) 旅費および食糧費は、その合計額が経費総額の10%までとする。